

令和5年5月29日

課名 土木建築局住宅課

担当者 課長 奥野

内線 4163

## 災害時における被災住宅の応急修理に係る協定の締結について

### 1 要旨・目的

災害時における被災住宅の応急修理について、屋根修理を専門とする関係団体と、災害時の従事者確保のための協定を締結し、災害後の迅速な応急修理に備えるための体制の強化を図った。

### 2 現状・背景

災害救助法に定める災害が発生した場合、日常生活に必要な不可欠な最低限度の部分の応急的な修理について、県内市町が業者に依頼し、応急修理を行うこととしており、現在3団体（広島県建設労働組合、広島県工務店協会、一般社団法人災害復旧職人派遣協会広島県支部）と協定を締結している。

### 3 概要

#### (1) 協定締結の相手方

広島県瓦工事業組合連合会（会長 竹内 昌博氏）

#### (2) 協定締結式の開催

令和5年5月11日（木）に締結した。

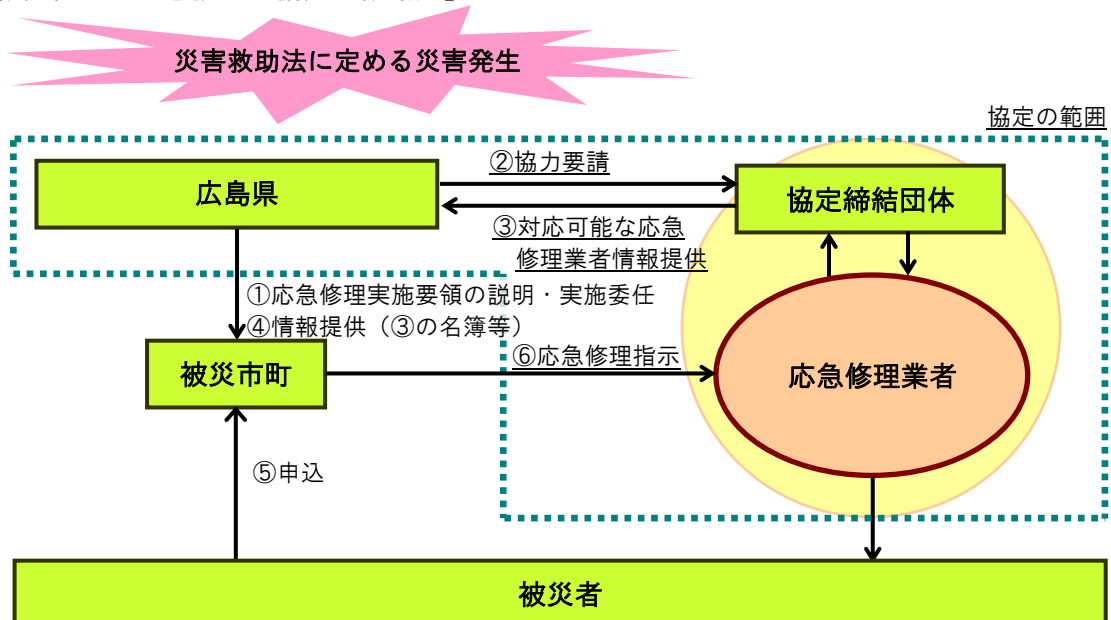
#### (3) 協定内容

災害救助法に定める災害時に、協定締結者は県からの要請に基づき、次の協力を行う。

ア 対応可能な応急修理業者の確保に最大限努め、その情報を県に提供する。

イ 応急修理業者は、市町の指示に基づき災害救助法に基づく応急修理を行う。

#### 【被災住宅の応急修理と協定の概略図】



### 4 その他（協定締結団体の沿革等）

平成15年4月1日に発足。（一社）全日本瓦工事業連盟の正会員（法律上の社員）であり、同連盟の災害規約に基づき、瓦屋根の破損に対する相談やブルーシート掛けを行う。



(協定締結式の模様)

**【参考】 応急修理制度**

災害救助法に規定する「救助」のひとつ。「救助」に要する費用は、国が負担する。

災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレ等日常生活に必要な不可欠な最低限度の部分の応急的な修理について、市町が業者に依頼し、修理を行う。(限度額：706,000円(半壊・大規模半壊)、343,000円(一部損壊))

平成30年7月豪雨災害では、15市町において被災者から1,156件の申込を受け付けた。

**【災害時の住宅応急対策の全体概略図】**

